平成２６年（フ）第１４５号
相模原市中央区千代田５丁目７番20号　ジュネスＴ．Ｉ202
破産者　樋口　　学
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９８３号
愛知県春日井市穴橋町1606番地207
破産者　山田　浩一
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７２号
名古屋市瑞穂区太田町３丁目６番地の８　ミラージュコート202号
破産者　柳瀬　大助
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７８号
名古屋市中川区宗円町１丁目79番地
破産者　藤田　信之
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１号
兵庫県姫路市安富町安志600―84、開始決定時の住所京都府亀岡市宮前町猪倉椿原２番地87
破産者　関戸　　猛
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
北海道空知郡上砂川町字鶉90番地４
破産者　続石　　勝
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
旭川市豊岡７条４丁目５番１号　イーストリッチ406号室
破産者　高田　　恵
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
福島県伊達市霊山町石田字釜ケ平６番地
破産者　八島　仁一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３４５号
金沢市尾張町１丁目７番２号
破産者　割烹まつ本こと　松本　美江
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
金沢市泉が丘１丁目３番52号　コーポエイト301号、従前の住所金沢市弥生２丁目３番６号
破産者　坂尻　勝幸
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

破産手続終結

平成２５年（フ）第１４０号
広島県竹原市田万里町460番地の２
破産者　田万里石油株式会社
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２０５号
秋田県由利本荘市石脇字田尻１番地の119
破産者　由利資材株式会社（旧商号マエタ販売株式会社）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８号
富山県高岡市鴨島町133番地
破産者　大森鋳造所こと　大森　孝志
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１４２２号
大阪市生野区巽西２丁目１番39号
破産者　山本鍍金工業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７６号
大阪市西区境川１丁目２番48―402号
破産者　株式会社港鋼材
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４１７号
大阪市中央区徳井町２丁目４番３号
破産者　株式会社ヒューマンソリューション
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２６号
大阪市西成区北津守２丁目６番40号
破産者　株式会社大拓建設
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５８号
最後の住所大阪府枚方市楠葉花園町５番４―707号
破産者　被相続人亡大江秀忠相続財産
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江675番地６
破産者　株式会社高森組
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係